

新たな時期における集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の質の高い発展の促進に関する若干の政策

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院は、2020年8月4日に「新たな時期における集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の質の高い発展の促進に関する若干の政策」（中国語名「新时期促进集成电路产业和软件产业高质量发展若干政策」、以下「若干の政策」）を発表した。
- 中国の集積回路(以下、IC)産業の年間売上高は、2019年に前年比15.8%増の7,562億元となったが、ICチップの自給率は、30%に止まっている。発展環境の最適化と国際協力の深化等を通じて、IC産業とソフトウェア産業の革新力を強化し、2025年までにICチップの自給率を70%まで引き上げるとの目標を達成するために打ち出されたのが、この「若干の政策」である。
- 「若干の政策」では、8大分野における支援策が示された。具体的には、(1)財政・租税政策（IC生産企業とプロジェクト、ICの設計と設備・材料・パッケージ・テストに関わる企業、ソフトウェア企業への条件付き企業所得税の減免、付加価値税優遇措置の継続的实施、重点企業等への輸入関税の免除等）、(2)投融资政策（市場原理に基づく合併・買収の促進、政府系投資基金による支援の強化、資金調達手段の多様化とリスク防止の強化、金融サービスの更なる改善、国内外の上場による資金調達の促進、各種債券の発行促進等）、(3)研究開発政策（コア技術の難関克服を推し進める国家体制の整備、革新向けプラットフォームの構築、国家標準の実施奨励と標準化の推進等）、(4)輸出入政策（重点企業による設備輸入の円滑化、ソフトウェアの輸出に対する金融支援の強化、IC・ソフトウェア・情報技術の輸出促進等）、(5)人材政策（大学のIC学科の1級学科へのグレードアップと微細電子工学院の設置試行等）、(6)知的財産権政策（ICの設計者とソフトウェア開発者の著作権への保護強化、知的財産権制度の厳格化、正規版ソフトウェアの普及促進に資するメカニズムの整備等）、(7)市場応用政策（技術・産業の高度化、産業の集約的発展の促進、研究開発業務のアウトソーシングの促進、消費者プライバシー・商業秘密保護制度の整備、業界団体と標準化機関の役割強化等）、(8)国際協力政策（IC・ソフトウェア産業の海外進出の推進、海外での研究開発センターの共同設立推進等）、である。

【構成(概要)】

「新たな時期における集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の質の高い発展の促進に関する若干の政策」

(国発[2020]8号)

成立日：2020年7月27日、発表日：2020年8月4日

1. 財政・租税政策：①集積回路（以下、IC）生産企業とプロジェクトへの条件付き企業所得税の減免、②ICの設計と設備・材料・パッケージ・テストに関わる企業、ソフトウェア企業への条件付き企業所得税の減免、③ICの設計とソフトウェアの開発に関わる重点企業への条件付き企業所得税の減免、④減免措置の適用条件・範囲の動的調整、⑤付加価値税優遇措置の継続的实施、⑥条件を満たした企業への輸入関税の免除、⑦ICの設計とソフトウェアの開発に関わる重点企業への輸入関税の免除、⑧重要プロジェクトの設備輸入に対する付加価値税分割納付制度の実施等。
2. 投融資政策：⑨重要プロジェクトへの指導強化と重複投資の防止、⑩市場原理に基づく合併・買収の促進、⑪政府系投資基金による支援の強化、⑫資金調達手段の多様化とリスク防止の強化、⑬金融サービスの更なる改善、⑭国内外の上場による資金調達の促進、⑮各種債券の発行促進等。
3. 研究開発政策：⑯コア技術の難関克服を推し進める国家体制の整備、⑰産業特徴を反映した革新向けプラットフォームの構築、⑱国家標準の実施奨励と標準化推進による産業競争力の強化等。
4. 輸出入政策：⑲ICの設計とソフトウェアの開発に携わる重点企業による設備輸入の円滑化、⑳ソフトウェアの輸出に対する金融支援の強化、㉑IC・ソフトウェア・情報技術の輸出促進等。
5. 人材政策：㉒大学のIC学科の1級学科へのグレードアップ、㉓大学での微細電子工学院の設置試行、㉔専門人材に対する表彰制度の実施、㉕業界の自律性向上と人材の秩序ある流動の促進等。
6. 知的財産権政策：㉖ICの設計者とソフトウェア開発者の著作権への保護強化、㉗知的財産権制度の厳格化、㉘正規版ソフトウェアの普及促進に資する長期的効力のあるメカニズムの整備等。
7. 市場応用政策：㉙政策誘導と市場牽引による技術・産業の高度化、㉚産業の集約的発展の促進、㉛革新向けサービス機関の育成、㉜研究開発業務のアウトソーシングの促進、㉝消費者プライバシー・商業秘密保護制度の整備、㉞市場秩序の規範化、㉟業界団体と標準化機関の役割強化等。
8. 国際協力政策：㊱国内での多国籍企業による研究開発センターの設立奨励、内外業界団体の交流深化、㊲IC・ソフトウェア産業の海外進出の推進、海外での研究開発センターの共同設立推進等。
9. 付則：㊳国内で設立されたIC企業・ソフトウェア企業が所有制を問わずに適用対象となる。㊴国家発展改革委員会と財政部・税務総局等が本政策を解釈する。㊵本政策は公布日から実施する。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/04/content_5532370.htm

から入手可能（2020年9月10日アクセス）

以上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。